

(留学生、事業修習者の届け出)

租税条約に関する個人市・県民税の免除に関する届出書

「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」第十一条に基づき次のとおり届け出ます。

_____年 月 日

宮古市長 様

住民税の免除 を受ける者	氏名			
	住所(居所)			
	生年月日		年齢	
	国籍		入国年月日	
	在留資格		納税地	
	在留期間			
	入国前の住所			
	納税者番号 ※番号を有する場合			
在籍する学校、 訓練を受ける 事業所等	名称			
	所在地			
租税条約の規定に 基づく所得税の 免除について	所得税については、日本国と_____との間の 租税条約第_____条第_____項により、租税条約に関する届出書を _____年_____月_____日に税務署に提出して免除を受けています。			
免税となる所得	支払者名称(氏名)			
	支払者所在地(住所)			
	契約期間			
	所得の種類		支払金額	
	支払方法		支払期日	
納税管理人	氏名			
	住所(居所)			
その他参考となるべき事項				

【添付書類】

- 租税条約に関する届出書(税務署の受付印があるもの)の写し
- パスポートまたは在留カードの写し
(以下の項目に該当する場合)
- 学生の場合→在学証明書写し
- 雇用契約等を締結している場合→雇用契約等の契約書の写し
- 事業修習者の場合→事業修習者であることを証明する書類の写し
- 交付金等の受領者である場合→交付金等の受領者を証明する書類の写し

【注意事項】

- ・提出期限(3月15日)までにご提出ください。(土曜日、日曜日、祝日及び振替休日の場合は翌開庁日)
- ・届出書は毎年提出していただく必要があり、提出の無い年は免除を受けられませんのでご注意ください。
- ・相手国と締結している条約の内容によっては、均等割が課税免除にならない場合があります。

記載例

(留学生、事業修習者の届け出)

租税条約に関する個人市・県民税の免除に関する届出書

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第十一条に基づき次のとおり届け出ます。

令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

宮古市長 様

住民税の免除を受ける者	氏名	〇〇〇 〇〇		
	住所(居所)	宮古市宮町一丁目1番30号		
	生年月日	1996年4月1日	年齢	22歳
	国籍	中国	入国年月日	2017年4月1日
	在留資格	技能実習〇号	納税地	岩手県宮古市
	在留期間	2017年4月1日～2018年4月1日		
	入国前の住所	中華人民共和国〇〇省〇〇市〇〇		
	納税者番号 ※番号を有する場合			
在籍する学校、訓練を受ける事業所等	名称	株式会社〇〇		
	所在地	宮古市〇〇一丁目〇番〇号		
租税条約の規定に基づく所得税の免除について	所得税については、日本国と <u>中国</u> との間の租税条約第 21 条第 項により、租税条約に関する届出書を平成29 年 5 月 10 日に税務署に提出して免除を受けています。			
免税となる所得	支払者名称(氏名)	株式会社〇〇		
	支払者所在地(住所)	宮古市〇〇一丁目〇番〇号		
	契約期間	2017年5月1日～2018年4月30日		
	所得の種類	給与	支払金額	月額100,000円
	支払方法	現金	支払期日	毎月末日
納税管理人	氏名			
	住所(居所)			
その他参考となるべき事項				

【添付書類】

- 租税条約に関する届出書(税務署の受付印があるもの)の写し
- パスポートまたは在留カードの写し
(以下の項目に該当する場合)
- 学生の場合→在学証明書写し
- 雇用契約等を締結している場合→雇用契約等の契約書の写し
- 事業修習者の場合→事業修習者であることを証明する書類の写し
- 交付金等の受領者である場合→交付金等の受領者を証明する書類の写し

【注意事項】

- ・提出期限(3月15日)までにご提出ください。(土曜日、日曜日、祝日及び振替休日の場合は翌開庁日)
- ・届出書は毎年提出していただく必要があり、提出の無い年は免除を受けられませんのでご注意ください。
- ・相手国と締結している条約の内容によっては、均等割が課税免除にならない場合があります。